

新 旧 対 照 表
新 旧

知事が管理する公文書の開示等に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、知事が管理する公文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

（死者に係る個人に関する情報の開示等）

第1条の2 条例第6条第1項ただし書の規定に基づき、個人に関する情報（死者に関するものに限る。）を開示することができる者は、次に掲げる者とする。

（1）当該死者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又は2親等以内の血族

（2）死亡した未成年者又は成年被後見人の生前における法定代理人

（3）前2号に掲げる者のほか、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第 号）第9条第1項に規定により置かれた高知県個人情報保護審議会の意見を聴いて知事が認める者

2 前項に規定する者は、公文書の開示を請求するときは、知事に対し、次に掲げる書類を提出し、又は提示しなければならない。

（1）当該者に係る運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第

知事が管理する公文書の開示等に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、知事が管理する公文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

7項に規定する個人番号カードをいう。)その他これらに類する書類として知事が認めるもの

(2) 当該者に係る戸籍謄本その他その資格を証明する書類として知事が認めるもの

3 第1項の規定にかかわらず、知事は、当該情報を開示することにより当該死者の利益を害するおそれがあると認めるときは、当該情報の全部又は一部についてを開示しないことができる。

(実施機関が定める者)

第2条 条例第6条第1項第2号ウの実施機関が定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第1号及び第2号に掲げる職員にあっては、高知県公安委員会又は高知県警察本部長が管理する公文書において開示しなければならないとされる者を除く。

- (1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による司法警察員として職務を行う職員
- (2) 前号に掲げる職員の指揮監督を受けて職務を行う職員
- (3) 高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則(平成14年高知県公安委員会規則第3号)第2条各号に掲げる者(前2号に掲げる職員を除く。)

(実施機関が定める者)

第2条 条例第6条第1項第2号ウの実施機関が定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第1号及び第2号に掲げる職員にあっては、高知県公安委員会又は高知県警察本部長が管理する公文書において開示しなければならないとされる者を除く。

- (1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による司法警察員として職務を行う職員
- (2) 前号に掲げる職員の指揮監督を受けて職務を行う職員
- (3) 高知県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則(平成14年高知県公安委員会規則第3号)第2条各号に掲げる者(前2号に掲げる職員を除く。)